

3-5 許可後に不適格者を発見・排除する仕組み及びその規定・運用

銃器使用許可証は3年毎に更新されるが、その際に更新審査を受審することとなっている。又、銃器使用許可証の更新時に加え、3年に1度は担当官庁が免許所持者の適格性審査を実施している。担当官庁（ノルトラインヴェストファーレン州の場合は各地域の警察）は、銃器使用許可証所持者に関する情報を連邦中央情報登記局へ問い合わせ、判決記録や検察の捜査記録を取り寄せる。仮に当該許可証所持者が違法行為を行っていた場合は、許可証が失効となる。許可証失効の例として、60日分の給与に相当する金額以上の罰金を支払う違法行為を行った場合などがある¹⁷⁶。

銃器使用許可証の取り消し処分を受けた者は、銃器を処分しなければならない（銃砲店に売却することが一般的）。取り消し処分に異議がある場合は、所管官庁に対して訴訟を起こすことができる。異議申立てを行った者が勝訴した場合は、銃器使用許可証の取り消しは無効となる。銃器使用許可証の取り消し処分を受けたにもかかわらず、銃器を処分しない場合は警察が銃器を没収することとなっている¹⁷⁷。

市民から不適格者情報の通報を受ける銃器専用の通報窓口はない。市民は通常の通報番号（110番）に連絡する。緊急性に応じて警察が現場へ臨場し、必要に応じて銃器を押収するが、これは刑事事件摘発の一環として行われることが多い。ただし、犯罪に使用されるのは不法所持による非合法の銃器であるケースが多いことから、合法的に入手した銃器の押収は稀である¹⁷⁸。

なお、射撃クラブは、所属メンバーの銃器の所持状況を所轄官庁に報告しなければならない。所轄官庁は射撃クラブからの報告を受け、銃器の所持者が銃器使用許可証を有しているか、銃器を登録しているかなどを審査する。又、警察などから提供された情報を基に、銃器所持者が銃器を所持することの危険性について評価を行う。又、射撃クラブには定期的に立ち入り検査が行われており、銃器の適切な管理状況についてのチェックが行われている。

¹⁷⁶ ノルトラインヴェストファーレン州内務省ヒアリング

¹⁷⁷ 同上

¹⁷⁸ デュッセルドルフ警察ヒアリング

3-6 銃器の保管管理

(1) 銃器の保管管理の規定

銃器使用許可証の申請者は、銃器を適切に管理することを証明するために、申請書類に保管庫の写真及び領収書を添付しなければならない。銃の種類によって保管庫に必要とされる強度が異なる。短銃に比して長銃の方がより強固な保管庫への格納を求められる。

保管容器のレベルは、5段階に区分され、長銃は、強度的には最もハイレベルのものが要求され、短銃は、強度的に上から2番目である。さらに、保管容器は、侵入者が開錠に30分以上を要すること、又、重量は200kgなくてはならず、壁に固定されていなければならない¹⁷⁹。

コレクターのように大量の銃器を所持している場合は、部屋そのものを保管庫にすることも可能である。その際は警察署の職員が自宅を訪問し、その部屋が保管庫としての条件を満たしているか否かを直接審査する¹⁸⁰。

安全性確保のため、銃器を保管する際は、必ず実包を取り外さなければならない。又、安全装置の着用が義務付けられている。

(2) 銃器の不適切な保管の例¹⁸¹

銃器が適切に管理されていないことが判明した場合は、警察が銃器使用許可証の取り消しを行う。過去にあったケースには以下のようなものがある。

- 狩猟者が猟場に銃器を放置したままその場を離れ、銃器を発見した近所の住民が警察に通報した。
- 警察が窃盗の被害にあった住宅内を調べていたところ、住民が所持していた銃器が適切に保管されていないことを確認した。

銃器所持者の自宅を訪問するなどの調査は行われていないが、他の捜査の一環で銃器の不適切な管理が判明するケースが多く、適切に管理していないことが明らかとなった場合には、処罰の対象となる。

銃器の一括保管は行われていない。一括保管は盗難によるリスクを高めるため奨励されていないのが実情である。ただし、一部の射撃クラブなどでは、利用者の利便性のためクラブで銃器を保管することもある。

¹⁷⁹ デュッセルドルフ警察ヒアリング

¹⁸⁰ 同上

¹⁸¹ 同上

3-7 実包の保管管理

3-7-1 実包の購入・使用・保管実績を把握する方法

購入数量に関する記録は残るが、使用数量や残弾数については、厳格に記録・管理されていない。使用数量が管理されていないことから、手持ちの実包が増えることがあるが、これを把握し、規定する規則はない。

実包は、銃器と同一の保管庫で保管してはならない。

3-7-2 実包の購入（譲受け）に関する規定

自らが所持している銃器の実包については、希望する数量を購入することは可能である。

購入した実包の種類や数量は、記録されるが、使用の記録がないために、消費事実については確認できない¹⁸²。

3-8 事故防止のための取組

事故防止のための取組については特に行われていない。高齢者による事故はドイツでは問題になっていないが、これは、年齢のみで危険性を判断することは困難であるとの考えによる。特に最近では銃器使用許可証の更新をインターネットを通じて行うことも可能となっているため、銃器使用許可証の所持者の身体能力を所轄官庁が正確に把握することは困難である¹⁸³。

事故の発生数に関する詳細な統計は記録されていないが、事故の件数は少ないと認識している。射撃クラブでは様々な安全のための訓練が実施されており、非常に能力の高い職員が訓練にあたっている¹⁸⁴。

¹⁸² デュッセルドルフ保険局ヒアリング

¹⁸³ ノルトラインヴェストファーレン州内務省ヒアリング

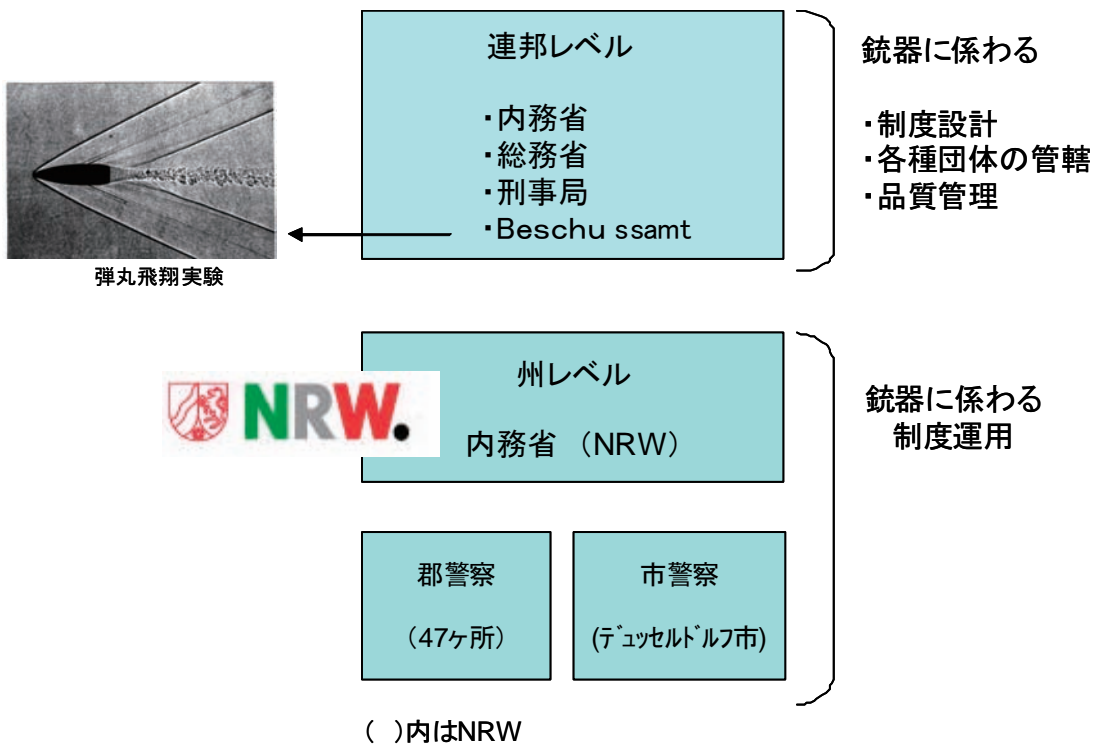
¹⁸⁴ デュッセルドルフ保険局ヒアリング

3-9 銃砲行政に関する機関

ドイツでは州によって銃砲行政を所管している行政機関が異なる。銃砲行政に関与している行政機関は以下のとおりである（ノルトラインウェストファーレン州の場合）¹⁸⁵。

- ノルトラインウェストファーレン州内務省
 - 郡警察（47箇所）
 - デュッセルドルフ市警察
- 又、連邦レベルでは、連邦内務省、連邦総務省、連邦刑事局が銃砲行政に関与している。
- 連邦内務省：銃器に関する法制度の制定
 - 連邦総務省：狩猟者協会、射撃連盟など、武器を扱う団体の管轄
 - 連邦刑事局：新たに開発された銃器の規制
 - Beschussamt（経済省の管轄下にある品質管理機関）：銃器の品質審査
 - 精神鑑定に関する行政機関として保険局などがあるが、武器法の運用に直接かかわる行政機関とは認識されていない。

銃砲行政に関する機関と役割¹⁸⁶



¹⁸⁵ ノルトラインウェストファーレン州内務省ヒアリング

¹⁸⁶ 「弾丸飛翔実験」ドイツ連邦火器・弾薬審査局HP <http://www.beschussamt.de/>